

# 地方議会改革 ～自治の仕組みと基本条例～

東京財団

赤川貴大

2010年5月18日

# 地方議会の改革の必要性(論点整理)

東京財団では、下記の図で示すところの地方自治体の「立法権限」の改革が不可欠であるとの認識の下、2007年から地方議会の改革に取り組んできた。

地方のことは地方で決める！(地方主権≡“地域主権”)

## ○法の執行権限

- ・機関委任事務の廃止
- ・個別法の権限の「業務移管」

## ○徴税、財政配分権限

- ・三位一体の改革

## ○受け皿となる自治体の改編

- ・市町村合併
- ・道州制？

## ○立法権限(ルールや制度を作る権限)

- ・自治体の立法措置は国を超えることができない。
- ・自治体の組織や運営に関することすら、地方自治法等で国が一律に決めている。

### 【日本国憲法】

- ・地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて**法律で定める**。(92条)
- ・地方公共団体は、…**法律の定める範囲内**で条例を制定することができる。(94条)

これまでの地方分権議論の主な論点

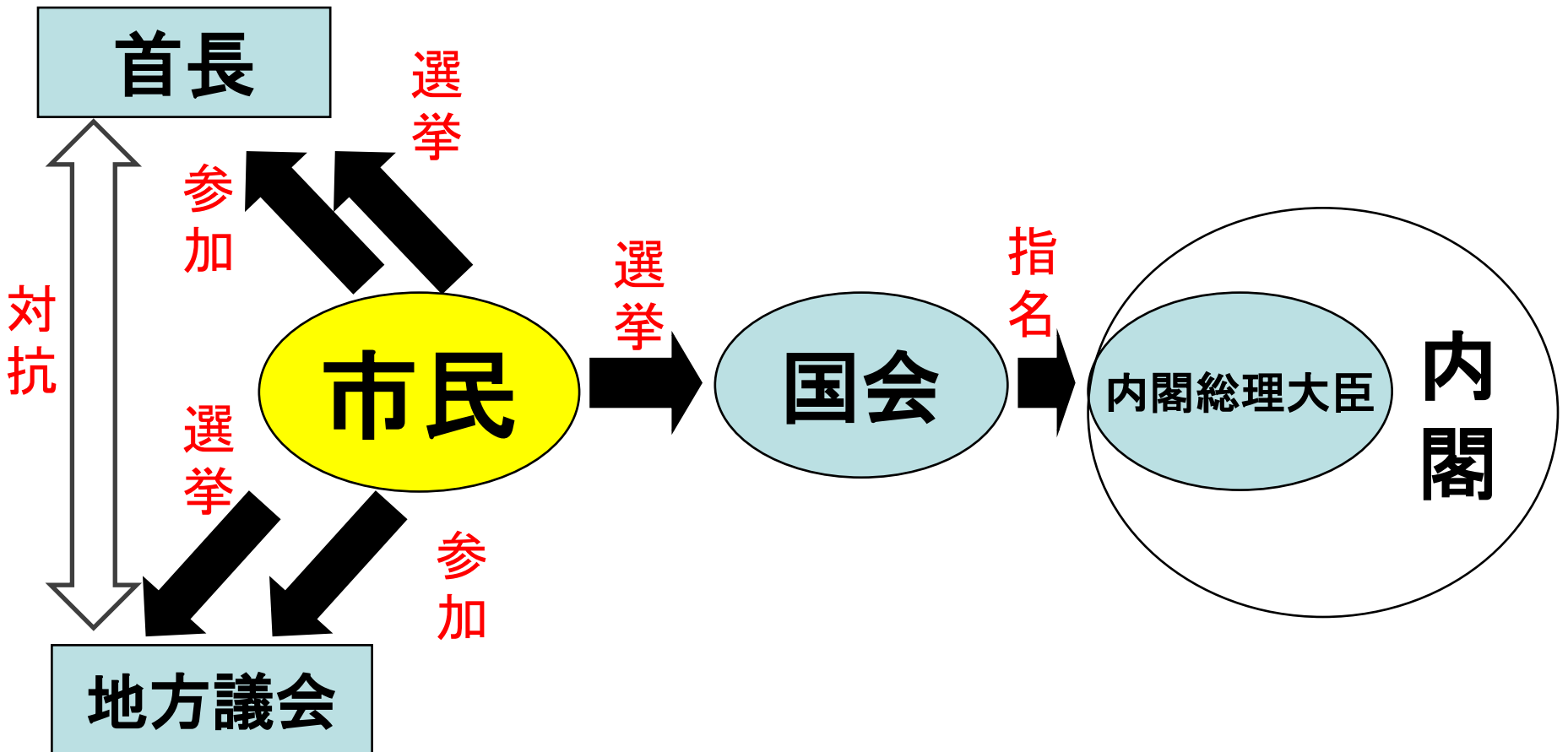


国への権限や財源の要求や受け皿論が中心で、国と地方自治体の関係の本質は大きく変わらず。

「自分たちのことはまず自分たちで決める」という地方自治の本旨を実現とするための、国と地方の権力関係の構造的転換が必要(補完性原則:subsidiarity)

# 国と地方の民主主義の違い

自治体運営の仕組みを国政と同一の仕組みと誤って認識し、活動している地方議会議員は少なくない。地方議会議員や首長には、選挙で選ばれた自治体運営者としての責任は存在する一方、自治体の日常的な運営や意思決定に、主権者である市民が直接権限を行使できることを制度として保障している。



# 国と地方の民主主義の違い

	自治体議会	国会
機関の性格	「議事機関」憲法93条1項 ※議事=会合して相談すること	「国権の最高機関」「国の唯一の立法機関」憲法41条
構成員	「住民が直接、これを選挙する」 憲法93条2項	「 <u>全国民を代表する</u> 選挙された議員」憲法43条
権力の行使	特別法の制定は「住民の投票においてその過半数の同意」憲法95条 <u>住民も直接行使する</u>	「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」 「その権力は国民の代表者がこれを行使」憲法前文
責任の追及	(住民の直接請求に基づく住民投票で議員リコール、議会の解散—地方自治法)	「議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない」憲法51条
首長の選出	「住民が直接、これを選挙する」 憲法93条2項 <u>住民は長の選出を議会に委ねない</u>	「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名」 憲法67条

## 地方自治のしくみ

- ・直接民主制をベースにして間接民主制の並立
- ・選挙で選んだ首長と議会、市民の直接参加と緊張関係で運営

# 市民の地方議会への評価

## 地方議会の現状について

- 大いに満足している1. 1%
- ある程度満足している31. 4%
- あまり満足していない46. 9%
- 全く満足していない13. 6%
- どちらとも言えない、無回答7. 0%

## 満足していない理由

- 議会の活動が住民に伝わらない53. 3%
- 行政のチェック機能を果たしていない33. 2%
- 地方議員のモラルが低い32. 5%
- 議会内での取引を優先して審議が不透明29. 3%
- 議会の政策立案能力が低い18. 6%

# 一般市民の地方議会・議員に関するイメージ

地方議会／議員は多忙そうに振舞っているが、仕事内容が不明瞭で、市民生活への影響の有無が判断できない。

- ・選挙の前後で言動が異なる
- ・選挙直前にしか会いに来ない
- ・相談に行くと、会ってはくれるが、相談内容に対する返答がない
- ・冠婚葬祭のときにしか姿を見ない……

一般市民の生活レベルや平均年収と比較すると議員は高収入だが、しっかり仕事をしてもらうための適正な議員報酬がいくらなのかは判断できない。

- ・諸外国のようにボランティア議員が望ましい
- ・民間企業の役員や外資系企業の幹部と同じく成果報酬にしてほしい
- ・市（区町村）役所の部（課・係）長と同じで給料でいい
- ・視察の目的や効果が理解できない……